

在学生の皆さんへ

京都精華大学教務部長

不正行為の取り扱いおよび防止に関するガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、学生の皆さんがレポートや課題作品、論文等を作成する際の不正行為を防止し、学問の信頼性を確保するために設けられたものです。学術研究は誠実さと倫理に基づくものであり、不正行為はこれらを大きく損ねる行為です。本学では、不正行為を未然に防ぐことを重視し、以下に具体的なガイドラインを示します。

2. 不正行為とは

本学における不正行為とは、学問に求められる誠実さや倫理を損ねる行為を指し、以下の行為が該当します。

○ひようどつ剽窃・盗用

剽窃・盗用とは、他人の文章や作品、アイデアを適切な引用表示なしに自分のものとして使用する行為を指します。具体的には、以下のような行為が含まれます。

- ・他人が作成した文章や作品を、そのまま、または前後の文脈や語句等を少し変更して、自分のものとして提出すること。
- ・各種試験、レポート、課題作品、論文において、生成 AI を使用したものを自分のものとして提出すること（教員からの許可がある場合を除く）。
- ・自分がある科目の課題として提出したレポート等を、同じ科目の別課題や、別の科目の課題として提出すること。

○ひようどつ剽窃・盗用のほう助

剽窃・盗用のほう助とは、他人が剽窃・盗用を行うのを助ける行為を指します。具体的には、自分のレポートや論文を他人に見せて模倣させる、他人の代わりにレポートや論文を作成する、または他人の著作物を無断で共有するなどが該当します。このような行為も不正行為として扱います。

○けつぞう捏造

捏造とは、実際には存在しないデータや結果を作り出し、あたかも事実であるかのように見せかける行為を指します。例えば、実施していない実験や調査について架空のデータを作成し、それをレポート等に記載することが該当します。

○改ざん

改ざんとは、元々存在するデータや結果を意図的に変更し、実際とは異なる内容にする行為を指します。例えば、不都合な結果を隠すためにデータを都合の良いように書き換えることや、一部のデータを意図的に削除することが該当します。

○試験実施時における不正行為

試験実施時において、成績評価の公正性を損なう行為を指します。具体的には、以下のようない行為が含まれます。

- ・試験を受ける際、不正に情報を取得または提供すること。例えば、試験中に持ち込み禁止の資料を使用する、他人の答案を覗き見する、解答を伝える、代人受験を行うなど。
- ・監督者の指示に従わないこと。例えば、試験中や課題実施時に、監督者からの注意を無視し、その行為を継続するなど。
- ・その他公正な試験を妨げると認められる行為。

○教務委員会が不正と判断するその他の行為

上記に該当しない場合であっても、教務委員会が不正と判断した場合には、不正行為として扱います。

3. なぜ不正行為をしてはならないのか？

不正行為は、学問における誠実さや倫理を損ね、重大な問題を引き起こします。まず、学問や成果物の信頼性が失われ、学位や成績の公平性が損なわれます。また、剽窃やそのほう助は知的財産権を侵害し、法的責任を問われる可能性があります。不正行為が発覚すれば、あなたの信用が失われ、厳しい処分を受けることにもなります。

さらに、あなた自身の学習や成長の機会を放棄する行為でもあり、学問や社会全体に悪影響を与えるため、決して許されません。

4. 不正行為に対する対応と処分

本学では、不正行為の疑いが生じた場合、「京都精華大学各種試験およびレポート等における不正行為に関する規程」に基づき以下の対応を行います。

○報告：担当教員が事実確認を行い、学部長を通して教務部長に報告する。

○調査：調査委員会を設置し、不正行為の判定と成績評価を決定する。

○処分：行為の重大性や悪質性により、当該科目の成績評価を0点とするか、当該学期の全履修科目の成績評価を0点とするか等を決定する。

5. 不正行為を防ぐためのポイント

たとえあなたに自覚がなかったとしても、引用の作法を知らずに他者の言説を引用すれば、不正行為と見なされることがあります。まずは何が不正行為に該当するのかを把握することが大切です。不正行為の中でも特に問題となりやすい剽窃を防ぐために、以下の点に注意してください。

○適切な引用

他人の文章やデータを使用する際は、インターネット上の資料を含め、必ず出典（資料作成者、資料名、発出年時、発出媒体等）を明記する。

参考図書：『ことば演習 上・下』株式会社イング 2025 年

※1 年必修科目「アカデミックスキル 1」の指定教科書

○グループ学習の際の注意

レポートや課題は個人の努力による成果であるため、他人の作業をそのまま転用することは避ける。

○生成 AI の利用

AI を使用する場合、必ず教員の指示に従い、許可された範囲内で使用する。

参照：「京都精華大学における生成 AI の利用ガイドライン」

○制作・執筆過程の進捗管理

卒業制作や論文、進級制作など、一定期間をかけて取り組む課題については、制作・執筆の過程を定期的に資料化し、担当教員と共有することで、進捗を適切に管理する。

6. まとめ

不正行為は、自身の学びや成績の信頼性だけでなく、学問全体の信用を損ないます。本ガイドラインを理解し、日々の学習や研究において誠実であることを心がけましょう。不明点があれば、教員や教学グループに相談してください。

以上

担当部署

教学グループ

TEL：075-702-5119

Mail：kyoumu@kyoto-seika.ac.jp